HERO 訪問看護ステーション

重要事項説明書 (介護保険用)

要支援

株式会社 SUM MEDICAL

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 SUM MEDICAL
代表者氏名	岩﨑 郁和
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市西区立売堀 1-3-17 TEL 06-6782-5955
法人設立年月日	令和 2年 7月 31日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	HERO 訪問看護ステーション	
介護保険指定事業者番号	2765091422	
事業所所在地	大阪府東大阪市森河内東 1-28-14	
連 絡 先 相談担当者名	TEL 06-6782-5955 FAX 06-6782-8791 喜田 麗	
事業所の通常の 事業の実施地域	東大阪市、大阪市(鶴見区、城東区、東成区)	

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する 事項を定め、指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利 用者の意思及び人格を尊重し、要支援状態の利用者の立場に立った適切な 指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者の出来ることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

(3)営業日時

営業	日	月曜日から金曜日(但し、祝日、8月13日から8月15日まで及び12月30日~1月3日までを除く)
営業時	間	午前9時00分から午後6時00分 ただし利用者の希望に応じてサービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとする。

(4)事業所の職員体制

管理者 喜田 麗

職種	職務内容	人	員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。2 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。	常勤	1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から 文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して介護 予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を提出し、 主治の医師との密接な連携を図ります。 主治の医師の指示に基づく介護予防訪問看護計画の作成を行 うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 利用者へ介護予防訪問看護計画を交付します。 指定介護予防訪問看護計画を交付します。 相定介護予防訪問看護計画を交付します。 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者と連携を図ります。 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。 	常勤	2名
看護職員 (看護師・ 准看護師)	介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサ ービスを提供します。	常勤非常勤	2名 3名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
	主治の医師の指示並びに利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介
 介護予防訪問看護計画の作成	護予防サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状
为 殴 了 例	況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容
	を定めた介護予防訪問看護計画を作成します。
	介護予防訪問看護計画に基づき、介護予防訪問看護を提供します。
	具体的な介護予防訪問看護の内容
	① 病状・障害の観察
	② 清拭・洗髪等による清潔の保持
	③ 食事及び排泄等日常生活の世話
	④ 褥創の予防・処置
介護予防訪問看護の提供	⑤ リハビリテーション
	⑥ ターミナルケア
	⑦ 認知症患者の看護
	⑧ 療養生活や介護方法の指導
	⑨ カテーテル等の管理
	⑩ その他医師の指示による医療処置
	① 訪問看護報告書の作成

(2)看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3)提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

交通費・キャンセル料・お支払方法について

※別紙1表記

4 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する介 護予防訪問看護員の変更を希望され る場合は、右のご相談担当者までご 相談ください。 相談担当者までご 母付日及び受付時

相談担当者氏名 喜田 麗 連絡先電話番号 06-6782-5955

ファックス番号 06-6782-8791

受付日及び受付時間 平日9:00~18:00

※ 担当する看護職員しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員 体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください

- 5 サービスの提供にあたって
- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要支援認定の 有無及び要支援認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった 場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画(ケアプラン)」に基づき、主治の医師の指示や利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「介護予防訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「介護予防訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「介護予防訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「介護予防訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、 実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。
- 6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 喜田 麗

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密 の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。) は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族 の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終 了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれ
② 個人情報の保護について	る記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
	③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、 追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、 利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしま す。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担 となります)

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への 連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊急連絡先	主治医	主治医 氏名	
		所属医療機関	
	1	住所 電話	
先	ご家	連絡先 氏名	
	家族様	住所 電話	続柄()

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る介護予防支援事業者(地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅 介護支援事業者を含む。以下同じ。)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保険名 訪問看護事業者賠償責任保険

補償の概要 訪問看護事業者向け損害賠償

10 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用 状況等の把握に努めるものとします。

12 介護予防支援事業者等との連携

- ① 指定介護予防訪問看護の提供に当り、介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉 サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防訪問看護計画」の写し を、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- ① 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため の窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

	所 在 地 東大阪市森河内東 1-28-14
【事業者の窓口】	電話番号 06-6782-5955
HERO 訪問看護ステーション	ファックス番号 06-6782-8791
	受付時間 9:00~18:00
 【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地 東大阪市荒本北 50-4
東大阪市役所を展福祉部局	電話番号 06-4309-3185
	ファックス番号 06-4309-3814
高齢者介護室 高齢介護課	受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:30

【市役所の窓口】 大阪市福祉局 高齢施策部介護保険課	所在地 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331 電話番号 06-6241-6310 ファックス番号 06-6241-6608 受付時間 月曜日〜金曜日 9:00~17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地 大阪市中央区常磐町 1-3-8 電話番号 06-6949-5418 ファックス番号 06-6949-5417 受付時間 月曜日〜金曜日 9:00~17:00

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

上記内容について、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例116号)」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	大阪府東大阪市森河内東 1-28-14-2F	
事	法 人 名	株式会社 SUM MEDICAL	
業	代表者名	岩﨑 郁和	印
者	事業所名	HERO 訪問看護ステーション	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所		
	氏 名		印
代理人	住 所		
	氏 名	I	印